

入間市給水装置工事施工基準



入間市上下水道部

令和5年4月1日

目 次

1 趣旨	1
2 法令等の遵守	1
3 給水装置の構造材質	1
4 給水装置の基本計画	1
5 事前協議	1
6 給水計画書による協議	1
7 給水方式	1
8 貯水槽の構造	2
9 貯水槽の容量計算	2
10 使用水量の決定	3
11 貯水槽への受水方法	3
12 流末装置の給水方法	3
13 子メータの設置等	3
14 メーターボックス内の配管	4
15 給水管の口径決定	4
16 設計図面の作成	5
17 給水装置工事の申込み	5
18 給水装置工事の設計審査	6
19 給配水管の敷設及び取り出し工事	6
20 宅地内工事	10
21 工事検査	11
22 工事検査の申込み	13
23 配水管の未敷設地区への給水	14
24 雑則	15
附則	15
別紙	16
加入金及び手数料	25

1 趣旨

この基準は、給水装置工事を施工する際の計画及び施工方法等について必要な事項を定めるものとする。

2 法令等の遵守

給水装置工事を計画及び施工する際は、水道法（昭和32年法律第177号）その他の関係法令等及び水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の指示を遵守しなければならない。

3 給水装置の構造材質

給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する構造及び材質の基準（以下「構造・材質基準」という。）に適合するものでなければならない。

4 給水装置の基本計画

給水装置の基本計画は、基本調査、給水方式、計画使用水量、給水管の口径の決定等からなっており、給水装置にとって最も基本的な事項を決定するもので極めて重要であるため、給水装置を新設、改造、修繕又は撤去しようとする者（以下「申込者」という。）から当該工事依頼を受け、給水装置工事を計画するときは、現場の状況を把握するために必要な調査等を十分に行うこと。

5 事前協議

次の各号のいずれかに該当する事業を実施しようとするものは、あらかじめ管理者に給水計画書正副2部を提出し、協議するものとする。

- (1) 一団の開発区域内において、1日の使用水量が50立方メートルを超える事業
- (2) 口径75ミリメートル以上の配水管の敷設又は取り出しを必要とする事業

6 給水計画書による協議

給水計画書による協議方法等については、次のとおりとする。

- (1) 協議時期は、給水装置台帳による給水装置工事の申請前とする。
- (2) 添付書類については、案内図、建築確認通知書の写し、区画割図、給水計画図（平面図及び透視図）その他参考資料とする。

7 給水方式

給水方式は、直結式、貯水槽式又は、直結・貯水槽併用式とし、その方式は給水高さ、所要給水量、用途及び維持管理を考慮し決定すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、貯水槽式とすること。

- (1) 3階建て以上の建築物に給水するとき。ただし、管理者が別に定める3階直結給水実施基準及び直結増圧給水実施基準に適合するものを除く。
- (2) 毒物、劇物、薬品等の危険な化学物質を取扱い、これらを製造、加工又は貯蔵を行う工場、事業所、研究所等。
例) クリーニング、フィルムの現像及び印刷、製版、石油等取扱い、めっき等の作業を行う施設等。
- (3) 一時に大量の水を使用する施設、常時一定の水量、水圧を必要とし、工事等により一時的に断水する時にも給水の持続を必要とする施設等。
例) 病院、学校、ホテル、興行所、老人ホーム、その他営業目的で水を使用する施設等。
ただし、診療所、歯科医院、理髪店、美容院、飲食店等で管理者が行う水道施設の工事等に伴う断水時に全面的に協力できるものは、その旨を記載した誓約書を提出することにより、直結式とすることができる。

8 貯水槽の構造

貯水槽方式で給水するときの貯水槽の構造等は、次のとおりとする。

- (1) 漏水、汚染又は溢水のおそれのない構造で地上1階以下に設置し、浄化槽及び下水ますに接しないこと。
- (2) 点検、修理又は清掃をするために必要なマンホール及びステップを取り付け、土砂、ほこり、雨水、汚染等の影響を受けない衛生的な場所に設置すること。
- (3) ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設置すること。
- (4) 6面点検ができるようにすること。
- (5) 設置した貯水槽の周囲には、原則としてフェンス（貯水槽との距離は60センチメートル以上の間隔を取り、高さは180センチメートル以上とする）を取り付けること。
- (6) 有効水量が10立方メートル以上のときは、原則として2槽式とし連通管を取り付けること。

9 貯水槽の容量計算

貯水槽の容量計算方法については、次のとおりとする。

- (1) 計画使用水量は、空気調和衛生工学便覧（平成22年版）の建物種類別単位給水量・使用時間・人員表を参考にするとともに、当該施設の規模と内容、給水区域内における他の使用実態などを十分考慮して算出した水量とする。

(2) 貯水槽の有効容量は、計画使用水量の10分の4から10分の6を確保することを標準とする。

(3) 高置水槽を設置するときの容量は、当該貯水槽容量の10分の1を標準とする。

10 使用水量の決定

計画使用水量の決定については、建築物の用途、使用人数及び給水栓の数等を考慮し、決定すること。

11 貯水槽への受水方法

貯水槽に受水するときの方法等は次のとおりとする。

(1) 配水管への取付口から貯水槽に引き込むまでの間の給水装置の口径については、当該配水管の口径より2口径以下とする。ただし、50ミリメートルの配水管からの分岐については、25ミリメートルまで(3口径以下)とする。

例) 50ミリメートルの給水管の分岐をする場合は、100ミリメートル以上の配水管が必要となる。

(2) 落とし込み方式とし、吐水口の口径等に応じた適切な吐水口空間を確保すること。

(3) 水撃作用を防ぐための適切な器具(定水位弁等)を設置すること。

(4) 水道メータの口径が30ミリメートル以上となるときは、付近の建築物等への給水圧力低下防止の観点から定流量弁等により、受水することとする。

(5) 水道子メータ(以下「子メータ」という。)を設置するときは、水道メータから貯水槽までの間に共用栓を設置すること。

12 流末装置の給水方法

流末装置の給水方法については、次のとおりとする。

(1) 直送式又は高置水槽式とする。

(2) 高置水槽式とするときは、8 貯水槽の構造 (1) から(4) までの規定を準用する。

(3) 立ち上げる又は下げる流末装置(シャフト)ごとに止水栓を取り付けること。

(4) 適切な位置にエア抜き弁を取り付けること。

13 子メータの設置等

流末装置により複数の世帯等で給水を受ける際に、当該使用水量を戸別に点検し、料金を徴収する業務を管理者に依頼するときは、申込者が子メータを設置することとし、その構造及び設置方法については次のとおりとする。

(1) 計量法(平成4年法律第51号)及びその他の関係法令に適合したもので、都道府県

知事の行う検定に合格したものであること。

- (2) 管理者の指示する位置に、番号及び市章を鮮明に打刻すること。
- (3) 点検及び取替えが容易な場所とし、漏水によって階下の居住者に被害を及ぼさないよう防水又は排水に必要な処置を行うこと。
- (4) 子メータが凍結するおそれのないよう適切な保温をすること。
- (5) 共同住宅等で、水道、電気及びガス等の計量器並びに配管を収納するボックス（以下「メータボックス」という。）及び扉の標準寸法は、次のとおりとする。

メータボックス	(1) 幅	800mm 以上
	(2) 高さ	800mm 以上
	(3) 奥行き	300mm 以上
扉	(1) 幅	600mm 以上
	(2) 高さ	800mm 以上

※ メータボックス内に子メータを単独で取り付ける場合は、メータボックス及び扉の幅並びに高さを600mm とすることができる。

1.4 メータボックス内の配管

メータボックス内の配管等については、次のとおりとする。

- (1) 子メータの流入側には、メータ用ボール止水栓（伸縮式）、流出側にはスリースバルブ等を取り付けること。
- (2) 子メータの流入側及び流出側の配管材料については、硬質塩化ビニールライニング鋼管又はステンレス鋼管を使用すること。
- (3) 子メータは、ガス、電気等の配管又は計量器等に接しないようにし、その間隔については20センチメートル以上とする。

1.5 給水管の口径決定

給水管の口径（水道メータの口径）の決定については、次のとおりとする。ただし、計画使用水量が「水道メータ型式別使用流量基準」等を超えるときには、この限りでない。

- (1) 取り付ける給水栓の数が7以下のときは、13ミリメートルとする。
- (2) 取り付ける給水栓の数が8以上15以下のときは、20ミリメートルとする。
- (3) 取り付ける給水栓の数が16以上20以下のときは、25ミリメートルとする。
- (4) 取り付ける給水栓の数が21以上のときは、配水管の口径及び水压等を考慮し、計画使用水量を満たせる30ミリメートル以上の口径とすること。

1 6 設計図面の作成

設計図面の作成については、次のとおりとする。

- (1) 図面は、給水装置計画の技術的表現であり、工事施工の際の基礎であるとともに、給水装置を適切に維持管理するための必須の資料となるため、明確かつ誰にも容易に理解できるものとする。
- (2) 図面に表示する記号については、別紙－１・－２のとおりとする。
- (3) 図面の種類は、次のとおりとする。
 - ① 案内図 給水申込地及び付近の位置を図示したもの
 - ② 平面図 道路及び建築平面図に給水装置等及び配水管の位置を図示したもの
 - ③ 透視図 給水管の配管状況を図示したもの
 - ④ その他管理者が必要と認めた図面
- (4) 作図については、次のとおりとする。
 - ① 方位を記入し、北を上にするを原則とする。
 - ② 案内図には、給水申込地、付近の状況、路線番号等、道路状況及び主要な建物等を記入すること。
 - ③ 平面図には、次の内容を記入すること。
 - ア 給水用具の取り付け位置
 - イ 配水管からの分岐位置及びボール式止水栓又はソフトシール弁（以下「乙止水栓」という。）のオフセット（３点から測定）
 - ウ 敷設する管の管種、口径、延長、位置及び道路部分の埋設深さ。
 - エ 道路の種別（舗装種別、幅員、歩車道区分、公道及び私道の区分、路線番号等）
 - オ 道路敷地、隣接敷地の境界線、隣接関連水栓番号及び門標番号
 - カ 分岐する配水管及び既設給水管等の管種、口径
 - キ ステンレス製サドル付分水栓については、Ａタイプ、Ｂタイプの別
 - ク その他工事施工上必要とする事項（障害物の表示等）
 - ④ 透視図は、平面で表現することができない配管状況を立体的に表現するもので、施工する管の種類、口径及び延長等を記入すること。
 - ⑤ 貯水槽式のときの図面は、直結給水部分（貯水槽まで）と貯水槽以下に分けること。

1 7 給水装置工事の申込み

給水装置工事の申込みについては、次のとおりとする。

- (1) 給水装置台帳の作成については、申込者と、当該給水装置工事に関し十分調整し行うものとする。
- (2) 給水装置台帳の添付書類については、次のとおりとする。
- ① 建築確認照合書
 - ② 建築確認申請に使用した平面図等（給水を受ける建築物等の敷地全体及び当該敷地に接する道路（以下「接道面」という。）が記入されている図面）
 - ③ 給水装置工事に使用する（使用した）給水管及び給水用具の内訳書
 - ④ 給水計画書（管理者が承認したもの）の写し
 - ⑤ 貯水槽の構造等が明確かつ容易に理解できる図面（貯水槽を設置するとき）
 - ⑥ 貯水槽容量計算書（貯水槽を設置するとき）
 - ⑦ 水理計算書（水道メータの口径が30ミリメートル以上となる時）
 - ⑧ 誓約書（3階直結給水、又は直結増圧給水を実施するとき）
 - ⑨ 道路占用許可申請書（道路管理者の指示による。正副3部提出）
 - ⑩ その他参考資料等
- (3) 区画整理事業地内で、給水装置工事を施工するときは、当該事業を担当する部署の確認を受けること。（水道利用加入金の取扱い（減額又は免除）に注意すること）
- (4) 給水装置工事を施工する場所に、井戸水配管等があるときは、給水装置以外の配管（ポンプから水栓まで）を平面図に緑色で図示し、給水装置に接続しない旨の誓約書を提出すること。
- (5) 工事用の水を必要とする給水装置工事申請については、別に定める運用方法のとおりとする。（別紙－3・－5参照）
- (6) 宅地内建築物の給水装置工事申請における水道料金の名義変更については、別に定める運用方法のとおりとする。（別紙－4・－5参照）

1 8 給水装置工事の設計審査

指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が給水装置工事を施工する際は、給水装置台帳（給水装置の設計図及び必要事項を記入したもの）により申請をし、管理者の設計審査を受けることとする。

1 9 給配水管の敷設及び取り出し工事

給配水管の敷設及び給水管の取り出し工事については、次のとおりとする。（配管方法は、別紙－6・－7・－8参照）

- (1) 工事を施工する際は、道路交通法（昭和35年法律第105号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の関係法令及び工事に関する諸規定を遵守し、常に交通及び工事の安全に十分留意して現場管理を行うとともに、工事に伴う騒音、振動等をできる限り防止し、生活環境の保全につとめること。
- (2) 配水管の取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離すこと。
- (3) ダクタイル鋳鉄管穿孔時に用いる、穿孔機及びドリルについては、次のとおりとする。
- ① 穿孔機は、切り粉及び切断塗膜を確実に排出する必要があることから、電動式穿孔機を使用すること。
 - ② ドリルは、管内面の塗装によって、専用のカッターを用いること。
 - ア 内面エポキシ樹脂紛体塗装（EP）管の場合は、先端角90°～100°のドリルを用いること。
 - イ モルタルライニング管の場合は、先端角118°のドリルを用いること。
 - ウ 穿孔カッターまたはドリルは、20回程度使用したら研磨、取替等の措置をとり、穿孔機においても穿孔時の芯ぶれが大きくなる前に、定期的に穿孔機メーカーの点検を受け、調整、修理、取替等の措置をとること。
- (4) 給配水管を道路に敷設する際の砂による管防護に関する事項については、次のとおりとする。
- ① 管の下部は、良質な砂を敷き十分に転圧を行い、その厚さ（砂床）が10センチメートル以上となるように仕上げる。ただし、ダクタイル鋳鉄管は除く。
 - ② 管の上部30センチメートル迄の埋戻しについては、良質な砂を用い、20センチメートルずつ埋戻し、その都度、管に十分なじませながら、つき棒又は転圧機械等でつき固め、これを繰り返し管の上30センチメートル迄行うものとする。
- (5) 道路部分の給配水管の埋設深さについては、道路管理者が別に定める。
- (6) 私道内の埋戻しについては、一般市道の道路組成（アスファルトの場合40cm型）に準ずる。
- (7) 給水装置を使用する1敷地に対し、1取り出しを原則とし、使用しない給水装置については撤去・閉栓すること。

- (8) 分岐管の口径は、配水管等の口径以下とし、50ミリメートル以下の配水管等から分岐可能な数については、次の表のとおりとする。

メタ口径数 配水管等口径 mm	13・20	25	30	40	50
20	1				
25	4	1			
30	5	2	1		
40	10	4	2	1	
50	17	7	4	2	1

- (9) 25ミリメートルの配水管から分岐するときは、次の表のとおりとする。

配水管の取付口から最終分岐箇所までの敷設延長	分岐可能数
13mまで	4
13mを超え20mまで	3
20mを超え40mまで	2
40mを超え100mまで	1

- (10) 異径管及び継手からは、給水管の分岐を行わないこと。
- (11) 敷地内への給水装置の引き込み口径については、当該給水装置による水の使用量に比し著しく過大にならない次の口径とする。
- ① 20ミリメートル
 - ② 25ミリメートル
 - ③ 30ミリメートル
 - ④ 40ミリメートル

- ⑤ 50ミリメートル
- ⑥ 75ミリメートル
- ⑦ 100ミリメートル
- ⑧ 150ミリメートル
- ⑨ 200ミリメートル

(12) 給水管の分岐は、次のとおりとする。なお、分岐の際の給水管口径は、分岐元である配水管の口径よりも小さいものとし、先太り配管は認めない。

配水管等口径mm	給水管口径mm	給水管材料	分岐部材料
20～40	20～40	ステンレス鋼鋼管	メカニカル T 字管
50	20、25	ステンレス鋼鋼管	ステンレス製 サドル付分水栓
	30～50	ステンレス鋼鋼管	铸铁製 T 字管 メカニカル T 字管
75以上	20～50	ステンレス鋼鋼管	ステンレス製 サドル付分水栓
	75以上	ダクタイル铸铁管	铸铁製 T 字管

- (13) 敷地内への給水装置の引き込み位置は、接道面からとする。
- (14) 現に給水を受けているもので、用途変更等により使用水量が著しく減少するときは、引き込み口径を減径すること。
- (15) 配水管等からの給水装置の分岐については、次のとおりとする。
- ① 分岐位置は、交差点内等維持管理に支障となる箇所は避けること。
 - ② 分岐角度は、配水管と分岐する給水装置が乙止水栓まで直角になるようにすること。
- (16) 乙止水栓の設置については、次のとおりとする。
- ① 道路境界から概ね1.0メートルの位置で、埋設深度は、60センチメートル以上を標準とする。
 - ② スピンドルの位置が乙止水栓筐の中心になるようにすること及び筐蓋の開閉方向は敷設した給水管と平行とし、かつ流入側に開口部が向くように設置すること。

- ③ 止水栓の開閉に支障がないこと。
- (17) 水圧試験については、分水栓サドル設置時、及び給水管布設時に、0.75メガパスカル（7.6 kg f / cm²）の静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- (18) 取り出し工事に使用する給水管及び給水用具に関する事項については、別に定める基準（給水管及び給水用具の指定基準）による。
- (19) 水道以外の管との接続を行わないこと。
- (20) 水道メータの設置等については、次のとおりとする。
- ① 道路境界から概ね2.0メートル以内かつ、乙先から1メートル以内の位置とする。
 - ② 点検及び水道メータの取替え作業が容易で、かつ水道メータの損傷及び凍結等のおそれのない位置とする。
 - ③ 逆付け及び片寄りがなく、水平に取付けること。
 - ④ メータ用ボール止水栓の開閉に支障がなく、かつ傾きがないこと。
 - ⑤ メータ代用管を使用するときは、給水ができないよう切れ目を入れておくこと。
- (21) 水道メータの主要部寸法等は次の表のとおりとする。

口径(mm)	規格	全長(mm)	ネジ外径(mm) ・ 山数/25.4mm
13	接線流羽根車式 JIS B 8570-2 単箱型	165	25.8・14
20	接線流羽根車式 JIS B 8570-2 複箱型	190	32.8・14
25		225	38.6・14
30		230	49.0・11
40	たて型軸流羽根車式	245	56.0・11
50		560	フランジ接合
75		630	フランジ接合
100		750	フランジ接合
150	電池内蔵電磁式	1000	フランジ接合
200		1160	フランジ接合

- (22) 給水装置の改造又は撤去工事等のため、既設のサドル付分水栓等を閉栓するときは、管理者の指示する工法により行うこと。

20 宅地内工事

水道メータから水栓までの工事については、次のとおりとする。

- (1) 給水装置の埋設深度は、30センチメートル以上を確保すること。
- (2) 家屋の主配管は、構造物の下の通過を避け、漏水時の修理が容易にできるような経路

に敷設すること。

- (3) 他の埋設物との間隔を30センチメートル以上確保すること。
- (4) 衛生に十分注意し施工すること。
- (5) 行き止まり配管等水が停滞する構造としないこと。
- (6) シアン、六価クロム、その他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置しないこと。
- (7) 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所にあつては、当該油類が浸透するおそれのない材質（VD、VLP、SGP等）、給水装置及びメータの流出側に逆流防止弁を設置すること。
- (8) 水撃作用を生じるおそれのある場合は、発生防止や吸収措置を施すこと。
- (9) 壁等に配管された給水管には、支持金具等により適切な間隔で固定すること。
- (10) 逆流を生じるおそれのある箇所には、吐水口空間の確保、逆流防止性能を有する給水用具の設置又は負圧破壊性能を有する給水用具の設置のいずれかの措置を講じること。
- (11) 凍結のおそれのある場所に給水装置を敷設するときには、断熱材で被覆すること等により適切な凍結防止のための措置を講ずること。
- (12) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結しないこと。
- (13) 水圧試験については、1.75メガパスカル（17.8kgf/cm²）の静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

2.1 工事検査

給水装置工事等の検査は、次のとおりとする。

- (1) 中間及び完成検査とし、給水装置工事主任技術者の立会いを要する。
- (2) 工事が竣工したときは、直ちに管理者の完成検査を受けること。
- (3) 給水装置工事主任技術者は、完成図等の書類検査又は現地調査により、給水装置が構造・材質基準に適合していることを確認すること。
- (4) 工事検査において、平面図及び透視図で確認する内容は、次のとおりとする。
 - ① 方位が記入されていること。
 - ② 建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。
 - ③ 道路種別等付近の状況がわかりやすく記入されていること。
 - ④ 隣接家屋の水栓番号、門標番号及び境界が記入されていること。
 - ⑤ 分岐部及び乙止水栓のオフセットが記入されていること。（3点から測定）

- ⑥ 平面図と透視図が整合していること。
- ⑦ 隠ぺいされた配管部分が明記されていること。
- ⑧ 各部の材料、口径及び延長が記入されていること。
- ⑨ 給水管及び給水用具は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年3月19日厚生省令第14号）に適合したもの（以下「性能基準適合品」という。）が使用されていること。
- ⑩ 構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。
- ⑪ 水の汚染、破壊、浸食、逆流、凍結防止等対策を行ったときは、図面に明記すること。

（5） 屋外配管については、次のとおりとする。

- ① 配水管からの分岐部及び乙止水栓のオフセットが、正確に測定されていること。
- ② 水道メータ及びメータ用ボール止水栓は、次のとおりとする。
 - ア 逆付け、片寄りがなく水平に取り付けられていること。
 - イ 点検、取替え及びメータ用ボール止水栓の操作に支障がないこと。
- ③ 埋設深度は、所定の深さが確保されていること。
- ④ 管延長は、完成図面と整合すること。
- ⑤ 筐類は、傾きがないこと及び適切に設置されていること。
- ⑥ 乙止水栓は、スピンドルの位置が乙止水栓筐の中心にあること。

（6） 屋内配管については、次のとおりとする。

- ① 延長、給水用具の位置が完成図面と整合すること。
- ② 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- ③ 配管の口径、経路、構造等が適切であること。
- ④ 水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。
- ⑤ 逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされていること。
- ⑥ クロスコネクションがされていないこと。
- ⑦ 適切な接合が行われていること。
- ⑧ 性能基準適合品が使用されていること。

（7） 給水用具については、次のとおりとする。

- ① 性能基準適合品が使用されていること。
- ② 適切な接合が行われていること。

- (8) 貯水槽については、吐水口と越流面等との位置関係が適切に施工されていること。
- (9) 機能検査については、通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、水道メータ経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態等について確認する。
- (10) 一定の水圧（19（17）、20（13））による耐圧試験で、漏水及び抜け等がないこと。
- (11) 水質の確認については、下記の表により行う。

項 目	判定基準
残留塩素（遊離）	0.1mg/L 以上
臭 気	観察等により異常でないこと
味	観察等により異常でないこと
色	観察等により異常でないこと
濁 り	観察等により異常でないこと

- (12) 取り出し工事等を施工するときは、中間検査を受けること。ただし、検査内容については、管理者が指示した内容とする。
- (13) その他管理者が必要と認めた事項

2.2 工事検査の申込み

給水装置工事の検査申込み等については、次のとおりとする。

- (1) 工事検査の申込みをするときは、給水装置工事検査申込書に指定工事業者名、給水装置工事主任技術者名、工事（検査）場所、申込者名、受付番号及び検査内容を記入し、検査用紙（給水装置台帳（完成図））を複写したものに、工事写真（給水装置の敷設状況、埋設深度、水圧試験、ステンレス鋼管以外の既設管を使用した場合ステンレス鋼管への変換状況の結果等が明確かつ誰にも容易に理解できるもの）を添付して申請すること。
- (2) 工事検査申込みについては、1 指定工事業者につき 1 日 2 件（中間検査含む）までとする。ただし、検査日前日に限り、工事検査申込みに空きがあるときには、追加申込みをすることができることとする。
- (3) 工事検査申込みは、2 週間前より受け付けることとし、原則として変更は認めない。
- (4) 集合住宅等の工事検査申込みについては、給水担当とあらかじめ協議すること。
- (5) 工事検査の時間については、工事検査当日の朝（午前 8 時 30 分から午前 9 時 00 分までの間）に担当検査員と調整すること。
- (6) 25 ミリメートル以上の水道メータを設置する工事検査については、当該検査の日か

ら 14 日前までに、給水担当とあらかじめ協議すること。

2.3 配水管の未敷設地区への給水

配水管の未敷設地区等において、申込者が自己の費用で給配水管を敷設するとき（給水量の不足による敷設替えを含む）は次のとおりとする。

- (1) 公道（国道・県道・市道）、通り抜けられる私道及び開発行為等で市に帰属される道路予定地に配水管を敷設する場合は、75ミリメートル以上の管を敷設すること。ただし、市街化調整区域に敷設する場合で給水戸数が5戸以下を除く。
- (2) 50ミリメートル以下の管（50ミリメートル及び25ミリメートルに限る。）を敷設するときは、耐衝撃性硬質塩化ビニール管および水道用波状ステンレス鋼管とする。（ただし、第一仕切弁まではステンレス鋼管とする。）
- (3) 耐衝撃性硬質塩化ビニール管は、ゴム輪受口パイプとし曲管及び切管使用時は離脱防止金具を使用すること、管末においては排泥弁またはVP用鋳鉄製キャップ（離脱防止付）とする。
- (4) 75ミリメートル以上の管を敷設するときは、ダクタイル鋳鉄管（NS形 E種管）とし、防食対策としてポリエチレンスリーブを巻くこと。
- (5) その他の給水管及び給水用具については、別に定める基準（給水管及び給水用具の指定基準）による。
- (6) 管理者の指示する方法により、敷設した管には適切な防護を行うこと。なお、排泥弁、ソフトシール弁、管末等には杭防護を行うこと。
- (7) 完成図（給水装置台帳）とは別に管理者の指示する作図方法により作成した工事竣工図を提出すること。
- (8) 給配水管の占用位置は、原則として南北の路線にあつては東側、東西の路線にあつては南側とする。（歩車道の区分がないとき。）
- (9) 明示材料（水道管理設標識シート及び水道管理設明示テープ）により、適切に管を明示すること。（水道管理設明示テープは、50ミリメートル以上の管を敷設したときに限る。）
- (10) 配水管の口径、ソフトシール弁、排泥弁等の設置位置及びその数は、管理者の指示によるものとする。

2 4 雑則

この基準に定めのない事項等については、給水装置標準計画・施工方法（平成9年7月23日付け衛水第203号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知の別添2）及び管理者との協議により決定する。

附 則（平成10年3月25付決裁）

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月3付決裁）

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月23日付決裁）

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日付決裁）

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月3日付決裁）

この基準は、平成21年1月5日から施行する。

附 則（平成24年6月26日付決裁）

この基準は、平成24年7月2日から施行する。

附 則（平成25年3月22日付決裁）

この基準は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日付決裁）

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日付決裁）

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月13日付決裁）

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年2月12日付決裁）

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月7日付決裁）

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

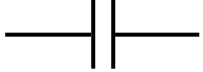
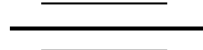
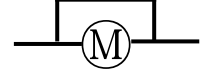
別 紙

別紙ー 1

1 給水管の管種記号

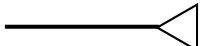
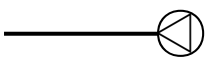
管 種	記 号	管 種	記 号
ダクタイル鋳鉄管 K型	D I P - K	耐熱性硬質塩化ビニールライニング鋼管	S G P - H V
ダクタイル鋳鉄管 K型 (E P)	D I P - K (E P)	鋳鉄管	C I P
ダクタイル鋳鉄管 NS形(E種管)	D I P - N S E	耐衝撃性硬質塩化ビニール管	H I V P
硬質塩化ビニール管	V P	ステンレス鋼鋼管	S S P
硬質塩化ビニールライニング鋼管	S G P - V	ポリエチレン管	P P
ポリ粉体ライニング鋼管	S G P - P	亜鉛メッキ鋼管	G P
鉛管	L P	銅管	C P
石綿セメント管	A C P	ライニング鉛管	P d T W
架橋ポリエチレン管	X P E P	ポリブデン管	P B P
塗覆装鋼管	S T W P	水道配水用高性能ポリエチレン管	H P P E

2 弁栓類その他の図示記号

管 種	記 号	管 種	記 号
ソフトシール弁		止 水 栓	
単口消火栓		逆 止 弁	
防 護 管 (さ や 管)		メーター	
口径変更		管の交差	
メーターバイパス ユニット			

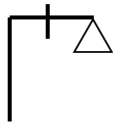
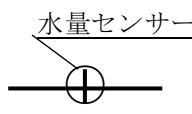
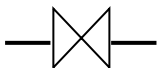
別紙－ 2

3 給水栓類の符号（平面図）

管 種	記 号	管 種	記 号
一般用具		その他	

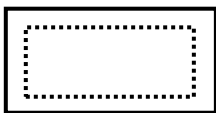
※ その他とは、特別な目的に使用されるもので、給湯器、ウォータークーラー等をいう。

4 給水栓類の符号（透視図）

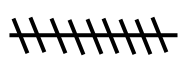
管 種	記 号	管 種	記 号
給水栓類		シャワーヘッド	
ボールタップ		フラッシュバルブ	
水量センサー		タンクレス トイレ	
そ の 他		バルブ	

※ その他とは、特別な目的に使用されるもので、給湯器、ウォータークーラー等をいう。

5 貯水槽その他の記号及び符号

名 称	貯 水 槽	高置水槽	ポ ン プ	ブースターポンプ
記号及び符号				

6 工事別の表示方法

名 称	新 設	既 設	撤 去	廃 止
線 別	赤色実線	黒色破線	黒色実線を斜線で消す	
記 入 例				

別紙－ 3

工事用の水を必要とする給水装置工事申請の運用方法について

令和2年4月1日以降の申込日より、運用方法を下記の通り変更いたします。

工事用の水を必要とする給水装置工事申請の運用方法変更点

【土地に既存権利がない場合】

- 1 新規に工事用の水を使用する場合は、水道利用加入金の納付による一般料金での使用開始は不可とし、「臨時」として申請を受け付け、臨時料金体系とします。
- 2 「臨時」として受け付けた申請は、完成検査が完了しない限り、水道料金の休止を原則不可とします。
- 3 当該申請にあたり、水道料金の請求先として初めに登録した工務店等からの名義は、その後に申請される宅地内建築物の給水装置工事申請の水道利用加入金及び手数料を納付するまで変更不可とします。
- 4 「臨時」として使用しているメーターは、その後に申請される宅地内建築物の給水装置工事申請の水道利用加入金及び手数料を納付した段階で一般料金への変更ができ、メーター本体も継続して使用できるものとします。
- 5 開発行為等により申請地が複数区画となる場合、「臨時」として申請する区画数に制限は設けないこととします。
- 6 「臨時」は、工事用で一時的に使用することを前提として、水道利用加入金の納付を免除することから、「臨時」の申請の際は「先行工事願い」の提出を要するものとします。なお、当該申請地にて建築確認申請の許可が下りている場合、この限りではありません。

【土地に既存権利がある場合】

- 1 既存の権利を利用し、工事用の水を使用する場合は、過去に水道利用加入金を納付していることから、「工事用水」として申請を受け付け、一般料金体系とします。
- 2 当該申請にあたり、給水装置台帳に水道料金の請求先を明記し、水道利用加入金(増径の場合)及び手数料を納付した段階で、明記された請求先に名義を変更することとし、その名義は、その後に申請される宅地内建築物の給水装置工事申請の水道利用加入金(増径の場合)及び手数料を納付するまで変更不可とします。
- 3 「工事用水」として受け付けた申請は、当該申請の完成検査が完了しない限り、水道料金の休止は不可とします。

別紙－ 4

宅地内建築物の給水装置工事申請における水道料金名義変更の運用方法について

令和 2 年 4 月 1 日以降の申込日より、運用方法を下記の通り変更いたします。

宅地内建築物の給水装置工事申請における水道料金名義変更の運用方法変更点

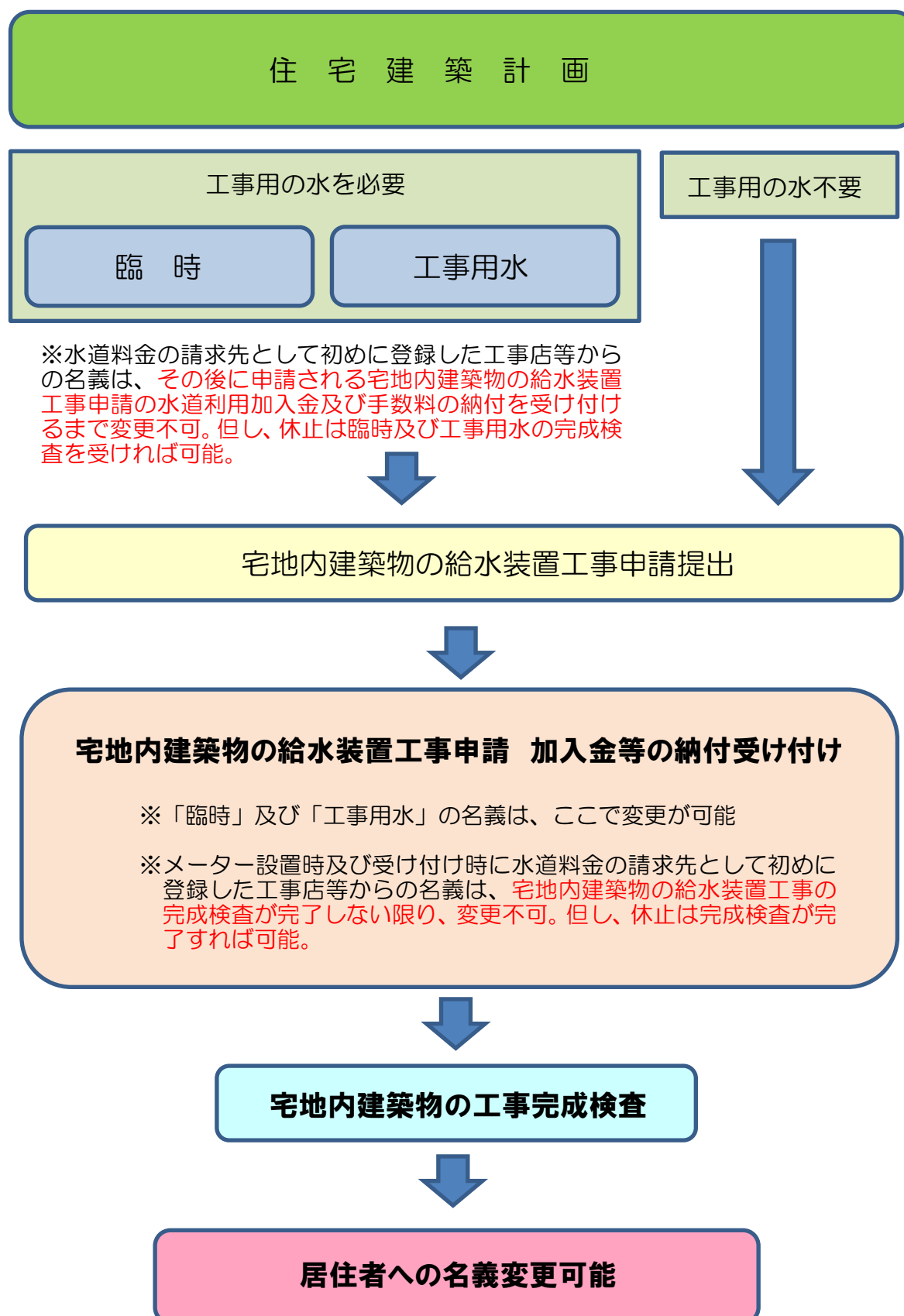
【土地に既存権利がない場合】

- 1 新規にメーターを設置する場合は、宅地内建築物の給水装置工事申請の際に水道料金の請求先を給水装置台帳に明記し、メーターを設置した段階で明記した請求先を登録することとし、完成検査が完了しない限り、水道料金の休止、並びに名義の変更は不可とします。
- 2 「臨時」として使用しているメーターが申請地にある場合は、水道利用加入金及び手数料の納付を受け付けた段階で一般料金への変更、並びに名義の変更ができ、メーター本体も継続して使用できますが、完成検査が完了しない限り、水道料金の休止、並びに名義の変更は不可とします。

【土地に既存権利がある場合】

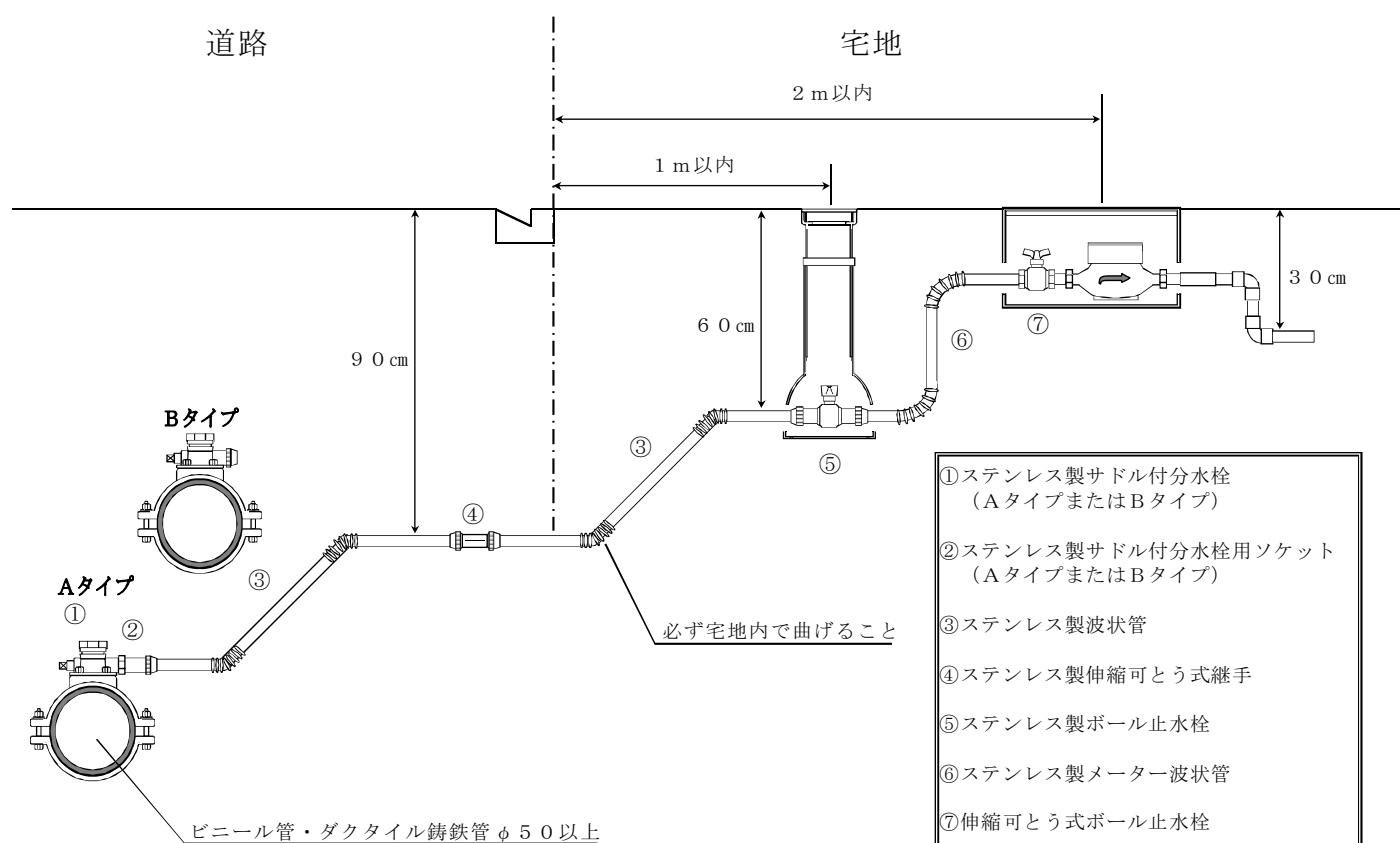
既存の権利を利用する場合は、宅地内建築物の給水装置工事申請の際に水道料金の請求先を給水装置台帳に明記し、水道利用加入金(増径の場合)及び手数料を納付した段階で明記した請求先に名義を変更することとし、完成検査が完了しない限り、水道料金の休止、並びに名義の変更は不可とします。

宅地内建築物の給水装置工事申請における水道料金名義変更フロー

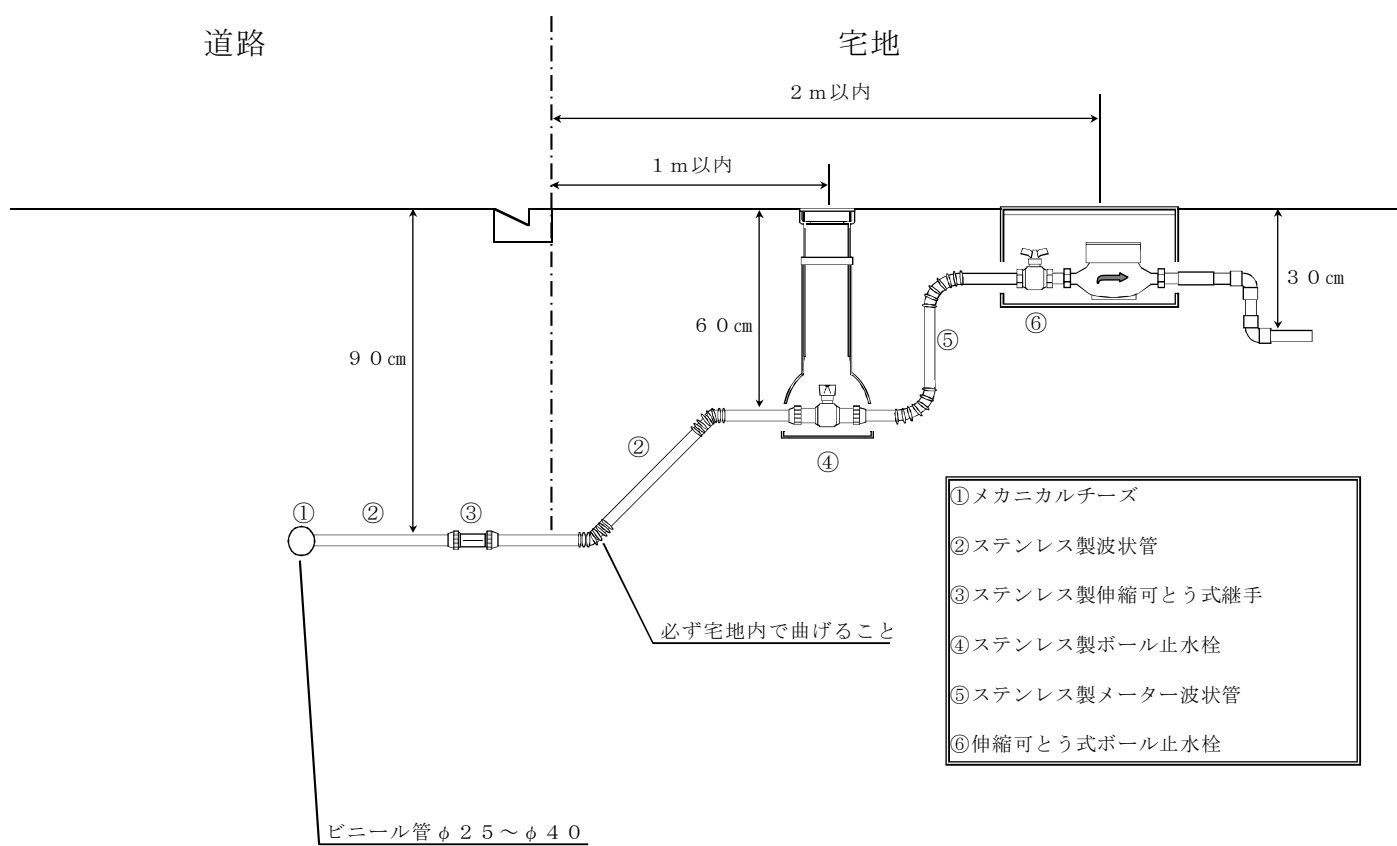


別紙－6

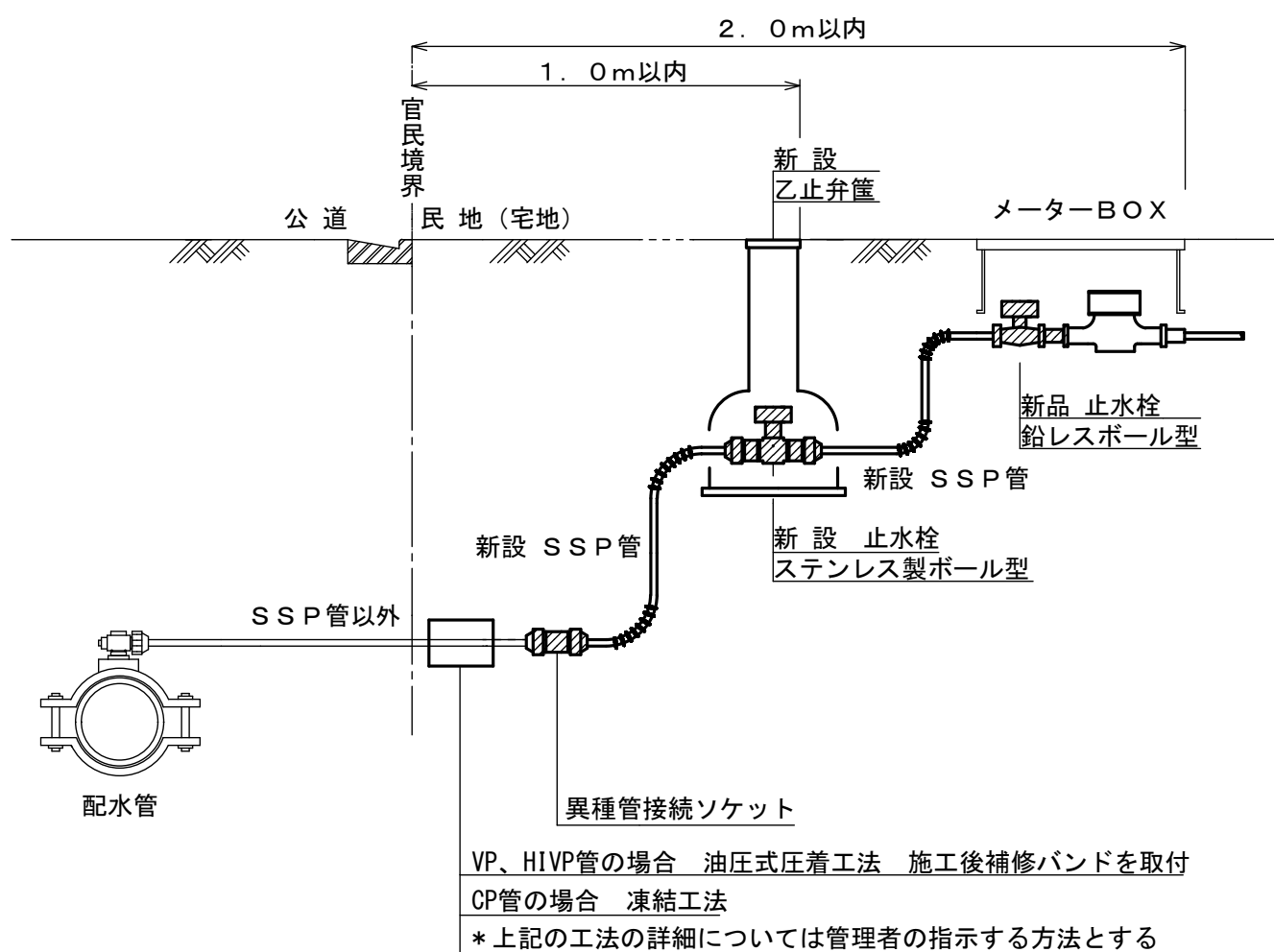
S S P 取り出し工法（取り出し本管 $\phi 50$ 以上）



SSP 取り出し工法（取り出し本管 $\phi 40$ 以下）



【給水既設管接続標準施工図】



水道利用加入金及び手数料

1 水道利用加入金

〔消費税込み〕

メー タ 口 径 等	金額（1 給水装置につき）	取 り 付 け 給 水 栓 数
1 3 ミリメートル	1 2 1, 0 0 0 円	7 栓以内
2 0 ミリメートル	2 4 2, 0 0 0 円	1 5 栓以内
2 5 ミリメートル	4 9 5, 0 0 0 円	2 0 栓以内
3 0 ミリメートル	7 7 0, 0 0 0 円	※ 2 1 栓以上の場合、配水管の口径及び水压等を考慮し、計画水量を満たせる口径とする。
4 0 ミリメートル	1, 6 5 0, 0 0 0 円	
5 0 ミリメートル	2, 5 3 0, 0 0 0 円	
7 5 ミリメートル	6, 3 8 0, 0 0 0 円	
1 0 0 ミリメートル	1 0, 7 8 0, 0 0 0 円	
1 5 0 ミリメートル	2 3, 2 1 0, 0 0 0 円	
2 0 0 ミリメートル	3 2, 8 9 0, 0 0 0 円	

管理者が別に定める基準（平成 1 1 年 4 月 2 7 日決裁）により、給水装置の改造の申し込みをしようとする土地の水道メータに限り、統合（複数のメータをまとめて、口径を増す。）及び分離（水道メータの口径を減じて複数に分ける。）することができます。

① 統合について

例) 給水装置の申し込みをしようとする土地にφ 1 3 の水道メータが 2 個あり、φ 2 0 の水道メータ 1 個に統合する場合、加入金は免除されます。

例) 給水装置の申し込みをしようとする土地にφ 2 0 の水道メータが 2 個あり、φ 2 5 の水道メータ 1 個に統合する場合、既存のφ 2 0 の水道メータ 2 個分の加入金 4 8 4, 0 0 0 円から新設するφ 2 5 の水道メータ 1 個分の加入金を引いた不足分が加入金となります。

$$4 8 4, 0 0 0 \text{ 円 } (\phi 2 0 \times 2) - 4 9 5, 0 0 0 \text{ 円 } (\phi 2 5) = \blacktriangle 1 1, 0 0 0 \text{ 円}$$

② 分離について

例) 給水装置の申し込みをしようとする土地にφ 2 0 の水道メータが 1 個あり、φ 1 3 の水道メータ 2 個に分離する場合、加入金は免除されます。

例) 給水装置の申し込みをしようとする土地にφ 3 0 の水道メータが 1 個あり、φ 2 0 の水道メータ 2 個に分離する場合は、φ 2 0 の水道メータ 2 個分の加入金は免除されます。

$$7 7 0, 0 0 0 \text{ 円 } (\phi 3 0) - 4 8 4, 0 0 0 \text{ 円 } (\phi 2 0 \times 2) = 2 8 6, 0 0 0 \text{ 円}$$

※ ただし、差額の286,000円については、給水条例第6条第5項により還付できません。

2 手数料

(1) 設計審査手数料

工事種別	メータの口径	金 額
新設・改造 (1件につき)	20mm以下	2,000円
	25mmから40mmまで	5,000円
	50mm以上	10,000円

(2) 工事検査手数料

工事種別	メータの口径	金 額
新設・改造 (1件につき)	20mm以下	4,000円
	25mmから40mmまで	10,000円
	50mm以上	20,000円

(3) 道路占用申請手数料

① 国道1件1回につき 6,000円

② 県道1件1回につき 4,000円

(4) 消火栓立会い手数料

1件1回につき 8,000円